

○農林水産省告示第九百四十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二の規定に基づき、平成六年十月二十五日農林水産省告示第四百四十七号（オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月十六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 杉浦 正健

六の(三)中「各こん包」の下に「、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナ」を加える。

九を次のように改める。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向け地が日本である旨の表示がなされていること。